

平成20年度 法曹親和会  
夏期合宿研修会  
— 日程とプログラム —

日 時 平成20年8月23日(土)～8月24日(日)

場 所 箱根湯本『湯本富士屋ホテル』  
神奈川県足柄下郡箱根町湯本256-1  
TEL 0460-85-6111  
FAX 0460-85-6142

スタッフ

■執行部関係

幹事長	水津 正臣									
副幹事長	松江 康司	富田 秀実	湊上 玲子	若松 巖	山中 尚邦					
	石田 茂	児玉 隆晴	天海 義彦	山田 宣郷						
事務総長	戸部 秀明									
事務次長	米山 健也	中嶋 公雄	水上 博喜	永島 賢也	重 隆憲					
常任幹事	馬場 寛子	奥山 隆之	三竿 径彦	木原 大輔	道本 周作					
	中西 晶子									

■親和全期会関係

代表幹事	富永 忠祐
副代表幹事	上妻英一郎
事務局長	中村 博明

■研修委員会関係

委員長	松江 頼篤									
副委員長	渡瀬 耕	古椎 庸文	本多 広高							
委員 (名簿掲載順)										
	松尾光二郎	石鍋 毅	廣澤 幹久							
	遠藤 賢治	谷口 好幸	澤田 稔	大西 敦						
	佐野みゆき	田中 宏幸	池田 和郎	茜ヶ久保重仁						
	岸本 史子	坂井 崇徳	川畑 大輔	儀間 礼嗣						

# プログラム

第1日目 8月23日(土)

親和会  
合同討議

午後1時5分～午後2時20分  
みんなで考えよう！！法曹人口問題

司 会 坂巻國男会員

基調講演 谷 真人会員

パネラー 高中正彦会員、山田正記会員、谷真人会員、兼川真紀会員

本年3月25日の閣議で2010(平成22)年頃までに司法試験合格者を年間3000名程度とするとの決定がなされましたが、法曹人口問題の方向性について、日弁連は法曹人口WGを設置して、適正法曹人口・将来的な増員ペースについて検討し、遅くとも2009年度末までに本格的提言を行うこととしています。

親和会会員としてまた1人の弁護士として、どのように考えて対処していくべきかが迫られる法曹人口問題について、法曹ニーズの喚起、法曹養成のあり方、法曹の質の確保などのさまざまな視点から、甲論乙駁の徹底的な討論をしていきます。

研究発表

午後2時30分～午後5時  
『誰でもできる裁判員裁判』

～平成21年(来年)8月某日、あなたの事務所に裁判員裁判になる事件の弁護の依頼がきたら、あなたはできないと言って弁護の依頼を断ってしまいますか？～  
親和全期会 有志

施行日(平成21年5月21日)まで9か月を切った裁判員裁判。平成21年(来年)の7月には全国各地で第1回の裁判員裁判が始まると言われています。日弁連や東京弁護士会などで様々な研修が行われており、受講された方も少なからずおいでのことでしょう。その一方では、「プレゼンテーション用のソフトウェアなんか使ったことがない。」とか、「海外の陪審裁判を題材にした映画やドラマの登場人物のように振る舞わなければならないの。」などと、ただでさえ敬遠されがちな刑事事件を、ますます遠ざける要因となり、地方のある弁護士会においては裁判員裁判実施の延期を決議しているのも事実です。

当日は、裁判員裁判をより身近なものに感じていただくために、刑事事件の多数を占めております情状弁護事件を題材にして、受任の段階から公判前整理手続を経て裁判員選定手続そして公判審理と続く手続の流れを分かりやすく実演するとともに、必ず注意しなければならないポイントをご説明いたします。

ベテラン・若手を問わず、裁判員裁判への抵抗感を払拭する一助となることを目指します。どうぞご期待ください。

第2日目 8月24日(日)

研究発表

午前8時30分～午前9時50分  
新しい信託法～その利用法と落とし穴

二一会

二一会研究部(木村英明会員、鈴木貴夫会員、関政幸会員、福嶋正洋会員、  
元木崇司会員、森田芳玄会員)

大正11年に制定された信託法が平成18年に改正され、平成19年9月30日から施行されました。

改正法の特徴の一つとして、新たな種類の信託制度が設けられ、信託の利用形態が多様化したことがあげられます。

弁護士としても、例えば財産管理の面で信託を利用する方法を提案するなど、信託を利用して問題を効果的に解決することが必要になると思われます。

そこで私たちは、信託法の基礎を解説した後、福祉型信託、事業信託、自己信託を紹介することにしました。

福祉型信託は、高齢者・障害者の財産管理や生活の安定に資するものとして利用価値がありますし、事業信託は、事業の効率化や資金調達のために利用されることが増えると思われます。

一方自己信託は、委託者が受託者を兼ねる信託で、従来の信託のイメージを覆すものですが、そこには常に濫用の危険が潜んでいます。

弁護士として、信託について適切なアドバイスができるよう知っておくべきことを中心に発表します。

研究発表

午前10時～午前11時20分  
『労働契約法』～その意義と実践的活用法～

東京法曹会

岸本史子会員、中村新会員、軽部龍太郎会員、吉岡剛会員

平成19年11月28日、労働契約法が成立し、平成20年3月1日から施行されています。同法は、「従前の判例法理を引きもしないし足しもしない」とされていますが、新たな規定も多く、実務に与える影響も大きいと考えられます。

今回の発表は、同法について、総論、労働契約と就業規則との関係、懲戒処分の有効性・有期雇用の雇い止め要件等の問題について、実践的にどのように活用できるのかを検討します。そのうえで、いくつかの主要な論点を含むモデルケースについて、各発表者により、労側・使側から具体的にどのように対処すべきかについてパネルディスカッションを行います。

労使紛争が集団紛争から個別紛争へと変貌し、これに対応して労働審判制度が整備され、労働事件数が増加している今日、是非、本発表を業務に生かしていただければと思います。

研究発表

午前 11 時 30 分～午後 12 時 50 分

『医療訴訟 イロハのイとハ』

法曹大同会

柴田崇会員

医療訴訟は、専門訴訟の一つと認識されており、難しい訴訟であると思われています。

実際に、大変な労力が必要な事件であることには間違いありませんし、一般の訴訟とは異なる手続きも存在します。医療事件の講義も数多く開催され、その冒頭において大変な訴訟であること、難しい訴訟であることが繰り返し説明されています。では、医療訴訟は、経験の無い弁護士が立ち入ってはいけないような訴訟なのでしょうか。医療訴訟の経験の多寡が訴訟の帰趨を決するような訴訟なのでしょうか。

今回の発表は医療訴訟の敷居を今よりも低くすることを目的として、医療訴訟を基本に立ち返って検討してみました。医療訴訟勉強してみようかな、今度相談を受けたら自分で担当してみようかなという気持ちになるような発表を目指します。

日 程 表

8月23日(土)	8月24日(日)
12:00～ 受付(場所は新館入口付近に表示)	7:00～ (新館「箱根」) 朝食(和洋バイキング)
13:00～ 開会式(新館「箱根」)	8:30～ (新館「箱根」)
13:05～ 親和会合同討議 (みんなで考えよう!! 法曹人口問題)	研究発表 『新しい信託法 ～その利用法と落とし穴』 (二一会)
14:20～ 休憩(コーヒータイム)	9:50～ 休憩
14:30～ 研究発表 『誰でもできる裁判員裁判』 (親和全期会)	10:00～ 研究発表 『労働契約法』 ～その意義と実践的活用法～ (東京法曹会)
17:15～ (新館「写真室」) 記念写真撮影	11:20～ 休憩
17:30～ 自由行動	11:30～ 研究発表 『医療訴訟 イロハのイトハ』 (法曹大同会)
18:30～ (本館2階「赤富士」西) 大懇親会	12:50～ 閉会式 解散
20:30～ (本館2階「赤富士」東) 二次会	